

# 判例から学ぶ医療と法 — 第9回

## 「モンスター的な入院患者に対する退院請求」

— 名古屋高裁平成20年12月2日判決 —

(原審 岐阜地裁平成20年4月10日判決)

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所

弁護士 佐藤 裕一

### ◆ 事案の概要

患者は当該病院において急性心筋梗塞と診断され、心臓カテーテル検査および経皮的冠動脈再建術(PTCA)を受けた。その際に、穿刺部位からの出血を防ぐための圧迫止血器による止血措置を実施したが、圧迫部に疼痛や痺れを訴え、その後に正中神経不全麻痺およびRSD(反射性交感神経性ジストロフィー)の症状が発現し、入院して鎮痛剤の投与やリハビリによる機能回復訓練を受けていた。

入院が1年10ヶ月に達した頃、病院ではもはや入院治療の必要性がなくなったと診断し、患者に対して退院するよう勧告したが、患者はそれを拒否した。患者は入院中にさまざまな院内規則違反を繰り返し、特に退院勧告された後には、院内の通路に病院を非難する内容の看板を置く、病院の対応を街宣車を使って非難させる旨通告するなどの嫌がらせを続けた。また、患者は病院の医療過誤を主張していたことから、入院中の治療費を支払っていないかった。

入院から4年が経過して、任意の勧告ではらちがあかずに、病院が原告となって患者に対して病室から退去すること等を求めて裁判を提起した事案である。

### ◆ 判決の要旨

名古屋高裁は、原審である岐阜地裁の退院請求に関する判決をおおむねそのまま認めているので、岐阜地裁の判決内容を含めて、判決の要旨として紹介する。

①原告病院の被告患者に対する圧迫止血およびその後の経過観察においては、いずれの段階においても過失があったとは認められず、原告病院は、被告患者に発現した正中神経不全麻痺およびRSDについて責任を負うことはない。

②入院を伴う診療契約は、患者の病状が通院可能な程度にまで回復するように治療に努めることが目的であり、医師が通院可能な状態まで治癒したと診断し、退院するように患者に伝えた場合には、その診断が医療的裁量を逸脱した不合理なものでない限り、診療契約は終了し、患者は速やかに病室から退去する義務を負う。

③本件において、原告病院は、被告患者の心筋梗塞、正中神経不全麻痺およびRSDはいずれも通院治療でコントロールできると診断して、退院すべき旨を告げているので、診療契約はその時点で終了している。

④原告病院の被告患者に対する退院請求は、信義則に反するものでもない。

### ◆この判決をどう理解するのか

この判決の最大のポイントは、入院を伴う診療契約が終了するための要件としては、「患者の病状が通院可能な程度にまで治癒したという医学的診断」だけで足りるとしたところにある。患者が退院した場合に居所がないとか、生活に必要な収入がないといった生活環境等の社会的な要因は、診療契約の終了という点では勘案要素とされず、契約当事者間の信義則に反するか否かという点において判断され、それも反しないとされたものである。

本件の患者は医療機関の治療を医療過誤として糾弾しつつ、4年間以上も入院したまま、わがまま振る舞いを続けていたといいういわゆる典型的な「モンスターぺイシェント」であり、強制的な退院を正当化する事情が極めて強いものであったことが、この判決の基盤となったと思われる。従来は、大阪地裁昭和60年9月13日判決のように、退院後の治療に関しての配慮義務を医療機関が負う可能性を指摘した裁判例もあったが、モンスターぺイシェントのようにおよそ医療機関と患者との信頼関係が破壊されている場合にまで、そのような配慮の必要性を求めるることは医療機関に酷であると思われる。もっとも、いかなる場合であっても、医学的な判断のみで退院請求が正当化されるというわけではなく、医療の持つ公共性が看過できない事案も存することには留意すべきである。

医師法19条1項は、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定めている。

この規定は応招義務と呼ばれ、従来の行政解釈では正当な事由は極めて限定的に捉えられ、医師には医療の公共性を正面に据えた広範な義務が課されていた。しかしながら、本件判決においては、当事者からの主張がなされなかつたという事情があるものの、退院請求の問題を判断する際に、特に応招義務との関係には言及がされなかつた。

近時は、応招義務の適用場面は新規患者の診療開始時に限定されるべきであって、診療に入った以降は、医療機関と患者間には診療契約が締結されているのであるから、診療拒否の当否は診療経過を踏まえた契約の解釈の問題として判断されるべきであるとの説が有力に主張され始めている。この説を前提とすると、病院の治療にクレームを付けて賠償請求しながら、その後も治療することを求めるといった場合には、信頼関係が破壊されていることを理由として、診療契約を解除して、診療を拒否することが正当化される可能性が出てくると考えられる。

### ◆この判例から何をどう学ぶか

- ①退院の要否は基本的に医学的な診断による。
- ②モンスターぺイシェントに対しては、病院側からの裁判により退院請求が認められる場合がある。
- ③医師法の応招義務については、従来よりも限定的に捉えられ始めている。